

(所管事項)
第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:生活・文化部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称 | 補助事業者等の氏名及び住所 | 交付予定額(予定時期) | 事業内容 | 交付の目的、根拠及び理由 | 公益性の判断及び理由 | 室(課)名 | 支出科目 | | | |
|-----|------------|----------------------|-------------------|--|---|--|--------|------|-------|---------|-------------------|
| | | | | | | | | 款 | 項 | 目 | 事業名 |
| 1-1 | 隣保館運営費等補助金 | 桑名市 桑名市中央町2丁目37 | 18,000 (H23.3) | 市町が設置している隣保館等において実施している相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業等に対して補助を行う。 | (目的・理由) 隣保館が、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、人権課題解決のための各種事業を行うため交付する。 (根拠) 地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱 生活・文化部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済 地域における人権意識向上のための積極的な取組に県が支援を行うことは重要である。 | 人権・同和室 | 総務費 | 生活文化費 | 人権同和対策費 | 人権が尊重されるまちづくりの推進費 |
| 1-2 | 隣保館運営費等補助金 | 四日市市 四日市市諏訪町1-5 | 19,000 (H23.3) | 市町が設置している隣保館等において実施している相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業等に対して補助を行う。 | (目的・理由) 隣保館が、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、人権課題解決のための各種事業を行うため交付する。 (根拠) 地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱 生活・文化部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済 地域における人権意識向上のための積極的な取組に県が支援を行うことは重要である。 | 人権・同和室 | 総務費 | 生活文化費 | 人権同和対策費 | 人権が尊重されるまちづくりの推進費 |
| 1-3 | 隣保館運営費等補助金 | 鈴鹿市 鈴鹿市神戸1丁目18-18 | 28,000 (H23.3) | 市町が設置している隣保館等において実施している相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業等に対して補助を行う。 | (目的・理由) 隣保館が、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、人権課題解決のための各種事業を行うため交付する。 (根拠) 地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱 生活・文化部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済 地域における人権意識向上のための積極的な取組に県が支援を行うことは重要である。 | 人権・同和室 | 総務費 | 生活文化費 | 人権同和対策費 | 人権が尊重されるまちづくりの推進費 |

31

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:生活・文化部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称 | 補助事業者等の氏名及び住所 | 交付予定額(予定時期) | 事業内容 | 交付の目的、根拠及び理由 | 公益性の判断及び理由 | 室(課)名 | 支出科目 | | | |
|-----|------------|-----------------------|-------------------|--|---|--|--------|------|-------|---------|-------------------|
| | | | | | | | | 款 | 項 | 目 | 事業名 |
| 1-4 | 隣保館運営費等補助金 | 津市 津市西丸之内23-1 | 87,000 (H23.3) | 市町が設置している隣保館等において実施している相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業等に対して補助を行う。 | (目的・理由) 隣保館が、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、人権課題解決のための各種事業を行うため交付する。 (根拠) 地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱 生活・文化部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済 地域における人権意識向上のための積極的な取組に県が支援を行うことは重要である。 | 人権・同和室 | 総務費 | 生活文化費 | 人権同和対策費 | 人権が尊重されるまちづくりの推進費 |
| 1-5 | 隣保館運営費等補助金 | 松阪市 松阪市殿町1340-1 | 28,000 (H23.3) | 市町が設置している隣保館等において実施している相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業等に対して補助を行う。 | (目的・理由) 隣保館が、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、人権課題解決のための各種事業を行うため交付する。 (根拠) 地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱 生活・文化部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済 地域における人権意識向上のための積極的な取組に県が支援を行うことは重要である。 | 人権・同和室 | 総務費 | 生活文化費 | 人権同和対策費 | 人権が尊重されるまちづくりの推進費 |
| 1-6 | 隣保館運営費等補助金 | 明和町 多気郡明和町大字馬之上945 | 10,000 (H23.3) | 市町が設置している隣保館等において実施している相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業等に対して補助を行う。 | (目的・理由) 隣保館が、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、人権課題解決のための各種事業を行うため交付する。 (根拠) 地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱 生活・文化部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済 地域における人権意識向上のための積極的な取組に県が支援を行うことは重要である。 | 人権・同和室 | 総務費 | 生活文化費 | 人権同和対策費 | 人権が尊重されるまちづくりの推進費 |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:生活・文化部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称 | 補助事業者等の氏名及び住所 | 交付予定額(予定時期) | 事業内容 | 交付の目的、根拠及び理由 | 公益性の判断及び理由 | 室(課)名 | 支出科目 | | | |
|-----|------------|------------------------|-------------------|--|---|--|--------|------|-------|---------|-------------------|
| | | | | | | | | 款 | 項 | 目 | 事業名 |
| 1-7 | 隣保館運営費等補助金 | 伊勢市 伊勢市岩淵1丁目7-29 | 25,000 (H23.3) | 市町が設置している隣保館等において実施している相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業等に対して補助を行う。 | (目的・理由) 隣保館が、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、人権課題解決のための各種事業を行うため交付する。 (根拠) 地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱 生活・文化部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済 地域における人権意識向上のための積極的な取組に県が支援を行うことは重要である。 | 人権・同和室 | 総務費 | 生活文化費 | 人権同和対策費 | 人権が尊重されるまちづくりの推進費 |
| 1-8 | 隣保館運営費等補助金 | 志摩市 志摩市阿児町鶴方3098-22 | 10,000 (H23.3) | 市町が設置している隣保館等において実施している相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業等に対して補助を行う。 | (目的・理由) 隣保館が、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、人権課題解決のための各種事業を行うため交付する。 (根拠) 地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱 生活・文化部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済 地域における人権意識向上のための積極的な取組に県が支援を行うことは重要である。 | 人権・同和室 | 総務費 | 生活文化費 | 人権同和対策費 | 人権が尊重されるまちづくりの推進費 |
| 1-9 | 隣保館運営費等補助金 | 伊賀市 伊賀市上野丸之内116 | 62,000 (H23.3) | 市町が設置している隣保館等において実施している相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業等に対して補助を行う。 | (目的・理由) 隣保館が、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、人権課題解決のための各種事業を行うため交付する。 (根拠) 地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱 生活・文化部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済 地域における人権意識向上のための積極的な取組に県が支援を行うことは重要である。 | 人権・同和室 | 総務費 | 生活文化費 | 人権同和対策費 | 人権が尊重されるまちづくりの推進費 |

33

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:生活・文化部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称 | 補助事業者等の氏名及び住所 | 交付予定額(予定時期) | 事業内容 | 交付の目的、根拠及び理由 | 公益性の判断及び理由 | 室(課)名 | 支出科目 | | | |
|------|------------|--------------------|-------------------|--|---|--|--------|------|-------|---------|-------------------|
| | | | | | | | | 款 | 項 | 目 | 事業名 |
| 1-10 | 隣保館運営費等補助金 | 名張市 名張市鴻之台1-1 | 18,000 (H23.3) | 市町が設置している隣保館等において実施している相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業等に対して補助を行う。 | (目的・理由) 隣保館が、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、人権課題解決のための各種事業を行うため交付する。 (根拠) 地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱 生活・文化部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済 地域における人権意識向上のための積極的な取組に県が支援を行うことは重要である。 | 人権・同和室 | 総務費 | 生活文化費 | 人権同和对策費 | 人権が尊重されるまちづくりの推進費 |
| 1-11 | 隣保館整備費補助金 | 四日市市 四日市市諏訪町1-5 | 18,750 (H23.3) | 市町が設置する隣保館における、耐震・バリアフリー等の改修工事に対して補助を行う。 | (目的・理由) 隣保館が、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、人権課題解決のための各種事業を行うため交付する。 (根拠) 地方改善施設整備費補助金交付要綱 生活・文化部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済 地域における人権意識向上のための積極的な取組に県が支援を行うことは重要である。 | 人権・同和室 | 総務費 | 生活文化費 | 人権同和对策費 | 人権が尊重されるまちづくりの推進費 |
| 1-12 | 隣保館整備費補助金 | 津市 津市西丸之内23-1 | 22,500 (H23.3) | 市町が設置する隣保館における、耐震・バリアフリー等の改修工事に対して補助を行う。 | (目的・理由) 隣保館が、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、人権課題解決のための各種事業を行うため交付する。 (根拠) 地方改善施設整備費補助金交付要綱 生活・文化部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済 地域における人権意識向上のための積極的な取組に県が支援を行うことは重要である。 | 人権・同和室 | 総務費 | 生活文化費 | 人権同和对策費 | 人権が尊重されるまちづくりの推進費 |

34

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:生活・文化部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称 | 補助事業者等の氏名及び住所 | 交付予定額(予定時期) | 事業内容 | 交付の目的、根拠及び理由 | 公益性の判断及び理由 | 室(課)名 | 支出科目 | | | |
|------|-------------------------|--------------------|-------------------|--|--|--|----------|------|-------|---------|-------------------|
| | | | | | | | | 款 | 項 | 目 | 事業名 |
| 1-13 | 隣保館整備費補助金 | 伊賀市 伊賀市上野丸之内116 | 50,250 (H23.3) | 市町が設置する隣保館における、耐震・バリアフリー等の改修工事に対して補助を行う。 | (目的・理由) 隣保館が、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、人権課題解決のための各種事業を行うため交付する。 (根拠) 地方改善施設整備費補助金交付要綱 生活・文化部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済 地域における人権意識向上のための積極的な取組に県が支援を行うことは重要である。 | 人権・同和室 | 総務費 | 生活文化費 | 人権同和対策費 | 人権が尊重されるまちづくりの推進費 |
| 1-14 | 三重県緊急雇用創出事業市町等補助金 | 津市 津市西丸之内23-1他 | 3,000,000 (未定) | 地域の実情に即した事業の実施により、失業者の雇用機会の創出を図る。 | (目的・理由) 緊急雇用創出事業臨時特別交付金として国から交付を受け、造成した基金を活用し、緊急かつ臨時的な雇用創出を図る。 (根拠) 三重県緊急雇用創出事業臨時特別基金条例 生活・文化部関係補助金等交付要綱 | ナショナル(シビル)ミニマム 公的部門における緊急かつ臨時的な雇用・就業機会を創出する。 | 勤労・雇用支援室 | 労働費 | 労政費 | 労政総務費 | 雇用対策基金事業費 |
| 1-15 | 三重県ふるさと雇用再生特別基金事業市町等補助金 | 津市 津市西丸之内23-1他 | 900,000 (未定) | 地域の創意工夫に基づく事業の実施により、失業者の雇用機会の創出を図る。 | (目的・理由) ふるさと雇用再生特別交付金として国から交付を受け、造成した基金を活用し、地域の創意工夫に基づき雇用創出を図る。 (根拠) 三重県ふるさと雇用再生特別基金条例 生活・文化部関係補助金等交付要綱 | ナショナル(シビル)ミニマム 地域の雇用再生のために、雇用・就業機会を創出する。 | 勤労・雇用支援室 | 労働費 | 労政費 | 労政総務費 | 雇用対策基金事業費 |

35

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:生活・文化部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称 | 補助事業者等の氏名及び住所 | 交付予定額(予定時期) | 事業内容 | 交付の目的、根拠及び理由 | 公益性の判断及び理由 | 室(課)名 | 支出科目 | | | |
|------|----------------------|---------------------------------|--------------------|---|--|--|----------|------|-------|---------|-------------|
| | | | | | | | | 款 | 項 | 目 | 事業名 |
| 1-16 | シルバー人材センター連合会事業補助金 | (社)三重県シルバー人材センター連合会 津市島崎町314 | 10,492 (H22. 4) | 臨時的かつ短期的な就業を希望する高齢者に対して、就業機会を提供するシルバー人材センターの育成強化を通じて高齢者の就業機会の増大と生き甲斐の充実を図る。 | (目的・理由) 同連合会の活動の安定的な事業運営のための支援を行う。 (根拠) 高齢者等の雇用の安定等に関する法律 シルバー人材センター連合会事業補助金交付要領 生活・文化部関係補助金等交付要綱 | ナショナル(シビル)ミニマム 法律によりシルバー人材センター事業の実施による高齢者への就業機会の確保、提供が規定されているところであり、その運営に対する支援は重要である。 | 勤労・雇用支援室 | 労働費 | 労政費 | 労政総務費 | 高齢者雇用対策事業費 |
| 1-17 | 技能向上対策費補助金 | 三重県職業能力開発協会 津市栄町1丁目954 | 29,978 (H22. 9) | 技能の普及振興を図るため、客観的な技能の評価を行う技能検定制度の普及と充実を推進し、技能検定及びその他技能検定試験に関する業務を行う。 | (目的・理由) 同協会の活動の安定的な運営のための支援を行う。 (根拠) 職業能力開発促進法 技能向上対策費補助金交付要綱 生活・文化部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済 技能検定の公正な実施及び客観的な技能評価の普及と充実のため、公的関与が必要である。 | 勤労・雇用支援室 | 労働費 | 職業訓練費 | 職業訓練総務費 | 技能尊重社会形成事業費 |
| 1-18 | 地域ニーズ対応型職業訓練助成事業費補助金 | 該当市町 | 43,110 (H22.4) | 市町が地域の雇用ニーズに応じた職業訓練を実施した場合の訓練経費に助成を行う。 | (目的・理由) 企業等のニーズに合った人材の育成により離職者の再就職のための支援を行う。 (根拠) 生活・文化部関係補助金等交付要綱 | ナショナル(シビル)ミニマム 雇用情勢の悪化に対し、離職者の再就職を支援するための制度である。 | 勤労・雇用支援室 | 労働費 | 職業訓練費 | 職業訓練総務費 | 職業訓練開発運用事業費 |

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:生活・文化部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称 | 補助事業者等の氏名及び住所 | 交付予定額(予定時期) | 事業内容 | 交付の目的、根拠及び理由 | 公益性の判断及び理由 | 室(課)名 | 支出科目 | | | |
|------|-------------------|--------------------------------------|----------------------|---|---|--|----------|------|-------|----------|----------|
| | | | | | | | | 款 | 項 | 目 | 事業名 |
| 1-19 | 齋宮跡体験学習施設維持管理費補助金 | 明和町 多気郡明和町大字馬之上945 | 18,412 (H22.5) | 国史跡齋宮跡の活用を図るため歴史体験事業を実施する「いつきのみや歴史体験館」の維持管理に要する経費を補助する。 | (目的・理由) 齋宮跡の魅力を向上させ、生涯学習の場として利用される施設を維持し、齋宮跡の活用を図る。 同施設では、県の委託を受けた歴史体験事業が実施されるなど、齋宮歴史博物館と一体となり齋宮跡の活用推進、情報発信の役割を担っており、齋宮跡の活用を図るうえから、この重要な施設の維持管理にかかる経費を補助する。 (根拠) 生活・文化部関係補助金等交付要綱 | 公共財 齋宮跡と齋宮歴史博物館、いつきのみや歴史体験館が有機的に結びつき、生涯学習の拠点として活用されることは、県民文化の向上につながるものであり、その一翼を担う公共施設(いつきのみや歴史体験館)への経費補助は公益性の高いものである。 | 文化振興室 | 総務費 | 生活文化費 | 齋宮歴史博物館費 | 齋宮歴史博物館費 |
| 1-20 | 私立高等学校等振興補助金 | 学校法人 暁学園 四日市市萱生町城山238 他13法人 | 4,498,172 (H22.6) | 私立高等学校等における教育に係る経常的経費に補助する。 | (目的・理由) 私立学校の建学の精神に基づいた特色ある教育の向上への支援及び保護者の経済的負担の軽減を図る。 (根拠) 私立学校振興助成法 生活・文化部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済 公教育の一翼を担い、学校教育で大きな役割を果たしている私立学校への支援は重要である。 | 生活・文化総務室 | 教育費 | 私学振興費 | 私学振興費 | 私立学校振興費 |
| 1-21 | 私立幼稚園振興補助金 | 学校法人 津田学園 四日市市笹川1丁目106-2 他44法人 | 1,902,124 (H22.6) | 私立幼稚園における教育に係る経常的経費に補助する。 | (目的・理由) 私立学校の建学の精神に基づいた特色ある教育の向上への支援及び保護者の経済的負担の軽減を図る。 (根拠) 私立学校振興助成法 生活・文化部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済 公教育の一翼を担い、学校教育で大きな役割を果たしている私立学校への支援は重要である。 | 生活・文化総務室 | 教育費 | 私学振興費 | 私学振興費 | 私立学校振興費 |

37

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:生活・文化部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称 | 補助事業者等の氏名及び住所 | 交付予定額 (予定時期) | 事業内容 | 交付の目的、根拠及び理由 | 公益性の判断及び理由 | 室(課)名 | 支出科目 | | | |
|------|------------------|---|---------------------|--|--|--|----------|------|-------|-------|---------|
| | | | | | | | | 款 | 項 | 目 | 事業名 |
| 1-22 | 私立特別支援学校振興補助金 | 学校法人 特別支援学校聖母の家 学園 四日市市波木町 398-1 | 135,949 (H22.7) | 私立特別支援学校における教育に係る経常的経費に補助する。 | (目的・理由) 私立学校の建学の精神に基づいた特色ある教育の向上への支援及び保護者の経済的負担の軽減を図る。 (根拠) 私立学校振興助成法 生活・文化部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済 公教育の一翼を担い、学校教育で大きな役割を果たしている私立学校への支援は重要である。 | 生活・文化総務室 | 教育費 | 私学振興費 | 私学振興費 | 私立学校振興費 |
| 1-23 | 私立専修学校振興補助金 | 学校法人 大橋学園 四日市市浜田町 13-29 他 | 39,614 (H22.6) | 私立専修学校における教育に係る経常的経費に補助する。 | (目的・理由) 私立学校の建学の精神に基づいた特色ある教育の向上への支援及び保護者の経済的負担の軽減を図る。 (根拠) 私立学校振興助成法 生活・文化部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済 公教育の一翼を担い、学校教育で大きな役割を果たしている私立学校への支援は重要である。 | 生活・文化総務室 | 教育費 | 私学振興費 | 私学振興費 | 私立学校振興費 |
| 1-24 | 私立高等学校授業料減免補助金 | 学校法人 伊勢学園 伊勢市黒瀬町 562-13 他 | 52,733 (H22.4) | 一定の要件を満たす生徒に対して学校法人が授業料の軽減を行った場合に補助する。 | (目的・理由) 私立高等学校に就学する生徒の保護者が低所得者である場合において学校法人がその生徒の授業料を減免することに対し支援を行う。 (根拠) 私立学校振興助成法 生活・文化部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済 公教育の一翼を担い、学校教育で大きな役割を果たしている私立学校への支援は重要である。 | 生活・文化総務室 | 教育費 | 私学振興費 | 私学振興費 | 私立学校振興費 |
| 1-25 | 私立学校教職員退職基金財団補助金 | (財)三重県私立学校教職員退職基金財団 津市上浜町1丁目 293-4 | 178,549 (H22.12) | 私立学校教職員への安定した退職金の支給のため補助を行う。 | (目的・理由) 私立学校の相互扶助事業への助成を行うことにより、学校教職員の処遇の安定化を図る。 (根拠) 生活・文化部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済 公教育の一翼を担い、学校教育で大きな役割を果たしている私立学校に係る制度の安定化のための支援は重要である。 | 生活・文化総務室 | 教育費 | 私学振興費 | 私学振興費 | 私立学校振興費 |

38

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:生活・文化部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称 | 補助事業者等の氏名及び住所 | 交付予定額(予定時期) | 事業内容 | 交付の目的、根拠及び理由 | 公益性の判断及び理由 | 室(課)名 | 支出科目 | | | |
|------|-------------------|----------------------------------|-------------------|--|---|--|------------|---------|---------|---------|-------------|
| | | | | | | | | 款 | 項 | 目 | 事業名 |
| 1-26 | 日本私立学校振興・共済事業団補助金 | 日本私立学校振興・共済事業団 東京都文京区湯島1丁目7-5 | 69,546 (H23.3) | 私立学校における共済掛金の負担軽減のため補助を行う。 | (目的・理由) 私立学校の教職員及び設置者の共済掛金に係る負担軽減と年金等の長期共済制度の維持・安定化を図る。 (根拠) 私立学校教職員共済法 生活・文化部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済 公教育の一翼を担い、学校教育で大きな役割を果たしている私立学校に係る制度の安定化のための支援は重要である。 | 生活・文化総務室 | 教育費 | 私学振興費 | 私学振興費 | 私立学校振興費 |
| 1-27 | 私立外国人学校教材費等補助金 | 学校法人ニッケン学園 四日市市富士町8-66 他 | 46,620 (H22.7) | 外国人学校の教材費等の減免に対して補助を行う。 | (目的・理由) 緊急経済対策として、経済不況のため家計が逼迫している外国人児童・生徒の保護者に対し教材費及び送迎料の減免を行った学校に補助を行う。 (根拠) 私立学校振興助成法 生活・文化部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済 公教育の一翼を担い、学校教育で大きな役割を果たしている私立学校への支援は重要である。 | 生活・文化総務室 | 教育費 | 私学振興費 | 私学振興費 | 私立学校振興費 |
| 1-28 | 市町交通安全対策事業交付金 | 伊勢市 伊勢市岩淵1丁目7-29 | 21,658 (H22.5) | 市町の実施する交通安全対策事業に対し、その経費を三重県交通災害共済事業基金から交付する。(伊勢市は、平成20年度から3ヶ年の分割交付を希望) | (目的・理由) 三重県交通災害共済事業における交通安全意識高揚事業の一環として、「交通事故の防止を喚起」することを目的として実施する。 (根拠) 生活・文化部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済 地域における交通安全の確保に向けた積極的な取組に県が支援を行うことは重要である。 | 交通安全・消費生活室 | 交通災害共済費 | 交通災害共済費 | 交通災害共済費 | 交通安全意識高揚事業費 |
| 1-29 | 市町交通安全対策事業交付金 | 鈴鹿市 鈴鹿市神戸1丁目18-18 | 20,187 (H22.5) | 市町の実施する交通安全対策事業に対し、その経費を三重県交通災害共済事業基金から交付する。(鈴鹿市は、平成20年度から3ヶ年の分割交付を希望) | (目的・理由) 三重県交通災害共済事業における交通安全意識高揚事業の一環として、「交通事故の防止を喚起」することを目的として実施する。 (根拠) 生活・文化部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済 地域における交通安全の確保に向けた積極的な取組に県が支援を行うことは重要である。 | 交通安全・消費生活室 | 交通災害共済費 | 交通災害共済費 | 交通災害共済費 | 交通安全意識高揚事業費 |

39

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:生活・文化部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称 | 補助事業者等の氏名及び住所 | 交付予定額 (予定時期) | 事業内容 | 交付の目的、根拠及び理由 | 公益性の判断及び理由 | 室(課)名 | 支出科目 | | | |
|------|-----------------|--------------------------------|-------------------|----------------------------------|---|--|----------|------|-------|-------|-----------------|
| | | | | | | | | 款 | 項 | 目 | 事業名 |
| 1-30 | 私立学校耐震化緊急整備費補助金 | 学校法人享栄学園 鈴鹿市庄野町1260 他2法人 | 95,000 (H22.3) | 私立学校における耐震化工事及び耐震診断費に要する経費を助成する。 | (目的・理由) 私立学校においては、設置者である学校法人が施設面の整備を行うことになっているが、資金面から耐震化が進んでいない学校がある。そのような学校に対して耐震化にかかる費用を助成することで耐震化を促し、生徒達にとって安心・安全な教育環境の実現を図る。 (根拠) 生活・文化部関係補助金等交付要綱 | 公共財 学校施設は児童生徒、教職員等が使用するだけでなく、非常時における地域の防災拠点としての役割がある。そのような施設の耐震性(防災機能)向上のために補助金を交付することは公益性の高いものである。 | 生活・文化総務室 | 教育費 | 私学振興費 | 私学振興費 | 私立学校耐震化緊急整備費補助金 |